

食品安全委員会（第906回会合）議事概要

日 時：令和5年7月18日（火） 14：00～14：35

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：浅野委員長代理ほか5名出席

傍聴者：一般8名

（１）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・ 農薬 4品目

〔１〕 アセフェート

〔２〕 キノフメリン

〔３〕 ホスチアゼート

〔４〕 メタミドホス

→厚生労働省及び担当の浅野委員長代理から説明

「アセフェート」、「ホスチアゼート」及び「メタミドホス」については、農薬第四専門調査会において審議することとなった。

また、「キノフメリン」については、農薬第五専門調査会において審議することとなった。

・ 動物用医薬品 1品目

タイロシン

→厚生労働省及び担当の浅野委員長代理から説明

本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

・ 飼料添加物 1品目

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル

→厚生労働省及び農林水産省から説明

本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

（２）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・ 農薬「フロニカミド」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員長代理及び事務局から説明

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「フロニカミドの許容一日摂取量を0.073 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量を3 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量を1 mg/kg体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「ポリオキシンド亜鉛塩」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員長代理及び事務局から説明

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「ポリオキシンド亜鉛塩の許容一日摂取量を7.2 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（３）令和５年度食品安全確保総合調査課題（案）について

→担当の脇委員及び事務局から説明

本件については、案のとおり決定することとなった。